

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課
移植医療対策推進室

目 次

1. 臓器移植対策について

- (1) 臓器移植実施体制の抜本的見直しに係る取組状況 1 - 1
- (2) 臓器提供施設連携体制構築事業について 1 - 1
- (3) ドナー関連業務実施法人の設置に関して 1 - 2
- (4) コーディネーターの確保について 1 - 2
- (5) 広報・普及啓発について 1 - 3

2. 造血幹細胞移植対策について

- (1) 広報・普及啓発につい 2 - 1
- (2) 骨髄バンクの若年層ドナー登録について 2 - 1
- (3) 骨髄バンクドナーの環境整備の推進について 2 - 1
- (4) 骨髄バンク推進連絡協議会について 2 - 2
- (5) 公的さい帯血バンクへの協力について 2 - 2

1. 臓器移植対策について【資料：1-1～16】

(1) 臓器移植実施体制の抜本的見直しに係る取組状況【資料1-1～4】

令和6年度における脳死下及び心停止後の臓器提供者数は過去最高となった一方、欧米や他のアジア諸国と比べ、国内における人口当たりの臓器提供者数は低い水準となっており、都道府県ごとの臓器提供者数の差も大きい。

このような状況を踏まえて、第70回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（令和6年12月5日）において、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設が十分に機能するように、それぞれの課題に対する対応方針が取りまとめられた。

この対応方針を踏まえて、

- ①臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設を25施設から31施設に拡充
- ②家族の同意取得や臓器摘出管理等のドナー関連業務（以下単に「ドナー関連業務」という。）を、各地域に設置する臓器あっせん機関が認定ドナーコーディネーターと連携して実施可能とすること
- ③令和7年3月から移植希望者（レシピエント）が全臓器において移植実施施設を複数登録可能としたことや、令和7年10月から移植実施施設ごとの移植実績を見える化したこと

など、取組を着実に実施しており、第75回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（令和7年12月24日）において進捗報告を行った。

(2) 臓器提供施設連携体制構築事業について【資料1-5～8】

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙）の第4に基づき、脳死下での臓器提供を行う施設は次のいずれかの施設に限定しており、全国に約900施設ある。（以下「5類型施設」という。）

- ・大学附属病院
- ・日本救急医学会の指導医指定施設
- ・日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設
- ・救命救急センターとして認定された施設
- ・日本小児総合医療施設協議会の会員施設

5類型施設の中でも臓器提供者数は大きな差があり、臓器提供の経験が少ない施設においては、脳死判定やドナー評価・管理等の経験が少ないことによるスタッフの不安や、施設内の体制が整っていないという状況が存在し、これまでに脳死下臓器提供の経験がある施設は約300施設にとどまっている。

このため、令和元年度から臓器提供施設連携体制構築事業を開始し、臓器提供の経験が豊富な施設（以下「拠点施設」という。）が、臓器提供の経験が少ない施設等（以下「連携施設」という。）に対して、平時から臓器提供に関する教育を実施することや臓器提供事例発生時に人材派遣等の支援を行うことにより、地域における臓器提供体制の構築を図っているところである。拠点施設、連携施設への参加数はいずれも増加傾向にあり、令

和6年度の脳死下での臓器提供者数の約半数が本事業に参画している施設からの提供事例となっている。

今年度は、臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設を25施設から31施設に拡充するとともに、同事業に参加を希望している5類型施設に対して拠点施設の連絡先を共有することにより、支援を受ける連携施設の更なる拡充も図っている。臓器提供体制の更なる強化を進めているところであり、各都道府県におかれても、5類型施設に対する臓器提供施設連携体制構築事業の周知など、御協力をお願いしたい。

(3) ドナー関連業務実施法人の設置に関して【資料1-9~10】

第70回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（令和6年12月5日）において取りまとめられた対応方針を踏まえて、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「JOT」という。）の業務の軽減及び物理的距離の課題の改善により、効率的なあっせんが可能となるよう、ドナー関連業務を実施する臓器あっせん機関（以下「ドナー関連業務実施法人」という。）を、各地域に設置することとした。

ドナー関連業務実施法人の業務内容や許可基準等に関する事項等を定めた「臓器のあっせん業の許可等について」（令和7年9月25日付健生発0925第3号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）を発出し、令和7年9月からドナー関連業務実施法人の申請を受け付けており、令和8年1月30日付で、「一般社団法人中部日本臓器提供支援協会」（以下「CODA」という。）（※）に対して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第12条第1項に基づき、ドナー関連業務実施法人としては1例目となる臓器のあっせん業許可を行った。全国各地域にドナー関連業務実施法人を設置していきたいと考えているため、各都道府県におかれては趣旨を御了知の上、関係者等への本件周知に関し御協力いただきたい。

（※）愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、富山県、石川県におけるドナー関連業務を行う。当面の間、JOTからCODAのコーディネーターに対して研修等を実施する必要があることから、当該法人の事例対応開始は令和8年夏頃を予定している。

(4) コーディネーターの確保について【資料1-11】

臓器移植の実施体制についてはJOTより臓器提供施設に派遣されるコーディネーターに加え、各都道府県や医療機関において配置いただいているコーディネーターに大きな役割を担っていただいている一方、多くの都道府県において、都道府県臓器移植コーディネーターが1人のみの配置となっていることによる業務負担が課題になっていると承知している。県内の医療機関や警察などの関係機関との連携等による業務負担の分散やコーディネーターが交代した際の円滑な業務引継等のためにも、都道府県臓器移植コーディネーターの複数名配置は非常に重要である。各都道府県におかれては、引き続き都道府県臓器移植コーディネーターの複数名配置に向けたご協力をお願いしたい。

(5) 広報・普及啓発について【資料 1-12~16】

厚生労働省においては、移植医療に関して正しい理解をしていただくとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行っている。各都道府県等におかれても、毎年 10 月の臓器移植普及推進月間の「グリーンリボンキャンペーン」において、全国各地の著名なランドマークや建物をグリーンにライトアップするなど、各種の活動にご尽力いただいているところであり、令和 7 年度は全都道府県の 316 箇所において、グリーンライトアップを実施いただいた。次年度以降も、より多くの箇所でのライトアップの実施により、本取組の認知度が上がるよう、御協力をお願いしたい。

また、臓器移植に対する国民の理解と関心を深めるためには、1. (4) で述べた都道府県臓器移植コーディネーターの確保に加え、各都道府県のバンク、移植実施施設などの関係機関や関係団体との連携や協働等により効率的・効果的に普及啓発を行っていただくことが重要である。

各都道府県等におかれては、意思表示を促す取組として、運転免許証等の更新時、マイナンバーカードの交付時等の意思表示ツールを取得する場面だけでなく、病院や薬局等の意思表示ツールを使用する場面の他、市区町村役場、公民館、図書館等の公共施設、成人式など行政が主催するイベント等において、JOT が発行している意思表示に関する資料の積極的な配布及び掲示を行っていただいております。各都道府県の取組状況は資料のとおりである。令和 6 年 12 月 2 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 48 号)の一部が施行され、同日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなったことから、マイナンバーカードをはじめとした臓器提供意思表示欄に関する周知がより一層重要になっており、より多くの方に臓器移植に対して理解していただくためにも、あらゆる機会を捉えてより積極的な普及啓発をお願いしたい。

また、普及啓発のツールとしては、リーフレット等の紙媒体だけでなく、デジタルサイネージや動画などのデジタルコンテンツも積極的に活用いただきたい。コンテンツのダウンロード等は JOT のHP でも行えるので、アクセスいただきたい。

さらに、JOT では、都道府県臓器移植コーディネーター及び都道府県担当者を対象とした普及啓発会議を開催しており、その中で普及啓発の好事例を紹介している。是非とも積極的に参加いただき、普及啓発の参考にさせていただきたい。

その他、厚生労働省においては、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、中学生向けのパンフレットを作成し、意思表示が有効となる中学 3 年生を対象として全国の中学校等へ配布している。これに併せて、JOT においては、授業で移植医療を取り上げていただく上で参考となる教員向けセミナーの開催、移植を受けた方やドナー家族の方などを授業等に派遣し体験談をお話いただく出前授業等を実施している。特に、小中学校においてはより一層いのちの教育への重要性も高まっており、道徳が教科化されていることもあって、多くの中学校の教科書では、臓器移植を題材とした内容を掲載している。

当該パンフレットは参考として各都道府県等や教育委員会にも送付しているが、関係各所に対して教育現場で活用できる教材やセミナーの開催について情報提供を行うとともに、各都道府県内で出前授業実施の支援や調整ができる体制の整備等をお願いしたい。

2. 造血幹細胞移植対策について【資料：2-1～8】

(1) 広報・普及啓発について【資料2-1～2】

造血幹細胞移植は、骨髄バンクを介した骨髄移植・末梢血幹細胞移植とさい帯血バンクを介した臍帯血移植の3種類がある。造血幹細胞移植対策については、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）において、国民の理解促進をはじめ、施策の策定・実施が自治体の責務となっている。各都道府県等におかれては、毎年10月の骨髄バンク推進月間におけるドナー登録会や語り部による講演など各種の活動に御尽力いただき、従前の協力を感謝する。次年度以降も本取組により、骨髄バンクドナーの登録促進や造血幹細胞移植医療への理解が深まるよう、引き続き御協力をお願いしたい。

(2) 骨髄バンクの若年層ドナー登録について【資料2-4】

骨髄・末梢血幹細胞移植における主な課題は、善意の骨髄等ドナーの継続的な協力の確保である。各都道府県等に御協力いただいたこともあり、令和7年3月度末現在で総登録者は約56万人となっている。

一方で、現在のドナー登録者のうち、最も多い年齢層は令和7年3月末時点で50歳とドナー登録者の高齢化が進んでいる状況である。高齢ドナーは健康理由等によりコーディネータリタイアとなる割合が高いことから、今後、ドナー数の減少が危惧され、コーディネートへの影響が懸念されている。

造血幹細胞移植における安定したドナーを確保するためには、骨髄等の採取まで繋がりがやすい若年層を中心にドナー登録の働きかけを行うことが極めて重要となる。

各都道府県等におかれては、地域の実情に応じて、若年層が集まる教育機関、ショッピングセンター、イベント会場などでのドナー登録会の開催や若年層向けPR活動の積極的な実施をお願いしたい。

また、都道府県に対しては「骨髄提供者登録受付業務費」として保健所でのドナー登録に必要な費用が地方交付税措置されているので、積極的に活用いただくとともに、引き続き、保健所でのドナー登録の実施にご協力いただきたい。

(3) 骨髄バンクドナーの環境整備の推進について【資料2-5】

骨髄バンクのドナー登録者が実際にドナー候補となり骨髄等を提供する際には、検査や幹細胞採取等のために合計10日間程度の通院・入院が必要となる。このため働いている方がドナー候補になるには数日間の休暇を取得しなければならないが、ドナー候補として選ばれても、仕事の都合等を理由にコーディネートを辞退する方が、全体の約3割程度存在している。

現在、日本骨髄バンクがドナー休暇制度について企業への導入支援や企業が集まる場所へのリーフレットの配布、地方自治体の単独事業におけるドナー助成制度の導入を行っているところだが、後述の「骨髄バンク推進連絡協議会」も活用いただき、引き続き、骨髄バンクドナーの環境整備の推進について御協力いただきたい。

(4) 骨髄バンク推進連絡協議会について【資料 2-6】

現在、地域における骨髄バンク事業の推進等を目的とした会議体として、公益財団法人日本骨髄バンクから各都道府県に対し、「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置をお願いしており、移植医療対策推進室からも令和 2 年 1 月 21 日付で室長通知を各都道府県等に発出し、協議会設置等の協力を依頼しているところであるが、令和 7 年 7 月時点で、協議会を設置している自治体は 34 道府県となっている。

協議会を設置している自治体においては、関係者の相互理解が図られ、ドナー登録会の円滑な開催を行うことができおり、全体としてドナー登録者数の増加が認められている。

ついでには、協議会の設置の趣旨を踏まえ、協議会を設置していない自治体におかれては、早期に設置いただくとともに、設置済みの自治体におかれては、定期的開催いただくことにより、関係者間の相互理解の増進や連携強化を図り、地域における骨髄バンク事業の更なる推進をお願いしたい。

(5) 公的さい帯血バンクへの協力について【資料 2-3、2-7～8】

造血幹細胞移植の 1 つである臍帯血移植の実施件数は、コーディネート期間を待たずすぐに移植に使えるなどの理由から、平成 27 年度以降、骨髄・末梢血幹細胞移植の実施件数を上回り、増加傾向にあるが、臍帯血の公開本数（移植に使用できる数）は、近年横ばい傾向にある。また、出生数も減少しているなか、臍帯血の確保が課題であることから、各都道府県等におかれても、公的さい帯血バンク及び公的さい帯血バンクと連携している産科施設（※）の認知度向上、出産を予定しているお母さんに向けた臍帯血提供の協力依頼に御協力をお願いしたい。

※ 公的さい帯血バンクと連携している産科施設は、造血幹細胞移植情報サービス (https://www.bs.jrc.or.jp/bmdc/generalpublic/ml_02_04_saitai.html) を参照